

令和7年度だれもがみんなアーティスト事業「ワークショップ及び成果発表展」開催業務委託について、公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年6月2日

なら歴史芸術文化村 村長 平田 千江子

1 業務の概要

- (1) 業務名
令和7年度だれもがみんなアーティスト事業「ワークショップ及び成果発表展」開催業務委託
- (2) 業務履行場所
なら歴史芸術文化村 芸術文化体験棟
- (3) 業務内容
4. (2)により交付する「募集要項」に示す内容のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和8年2月27日(金)まで

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (7) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (8) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による奈良県競争入札参加資格者名簿において、営業種目「Q5 広告・イベント業務」に登録がある者であること。
- (13) 本件業務と同種または類似の業務で同規模の業務(同規模とは、委託料の100分の70以上のものをいう)を過去5年間(令和2年4月1日～令和7年3月31日)に受託し、同期間内に履行を完了した元請実績を有する者であること。

3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部署(書類の提出先及び問合せ先)
〒632-0032 奈良県天理市杣之内町 437-3
なら歴史芸術文化村 事業推進課 芸術文化係
電話番号 0743-86-4480
ファクシミリ 0743-86-4910
- (2) 募集要項及び仕様書の配布
「令和7年度だれもがみんなアーティスト事業「ワークショップ及び成果発表展」開催業務委託仕様書受託事業者募集要項」(以下、「募集要項」という。)及び仕様書は、令和6年6月2日(月)から令和6年6月23日(月)正午までの間に、(1)の担当部署又はインターネット上の「なら歴史芸術文化村ホームページ」にて配布する。
ただし、(1)の担当部署での配布については、休館日(月曜日、祝日の場合は翌平日)を除く9時から17時まで(12時から13時での間は除く。)とする。
- (3) 参加表明書、企画提案書等の提出
4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。
- (4) 質問の受付
4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託事業者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 その他

- (1) 本件業務の提案への参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 本件業務の詳細は、4の(2)により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。